

↳ 納税証明書の手数料は現金でもOK

Q : 納税証明書の交付手数料は、いつも収入印紙で納めていますが、納付方法が変更になったと聞きました。詳細を教えてください。

A : 納税者の利便性が考慮され、平成15年度改正において現金で納付できるようになりました。

【解説】

納税証明書には、次の6種類がありますが、これらの納税証明書を請求するには、納税証明書1通につき400円の交付手数料を収入印紙により納めなければならないとされていました。

- ① 納付税額等の証明書
- ② 所得金額の証明書
- ③ 未納の税額がないことの証明書
- ④ 申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（個人用）
- ⑤ 法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（法人用）
- ⑥ 滞納処分を受けたことがないこと等の証明書

しかし、税務署の窓口で収入印紙を持ち合わせていない納税者から現金納付の要望が多く寄せられたことから、平成15年度の税制改正で、国税庁長官が官報で告示した事務所（税務署等）においては現金納付ができることとされました。

具体的には、この制度は昨年10月1日から全国25の税務署で実施され、今年の1月19日からは全国の全税務署と全国税局で現金納付できるようになりました。

